

●受検申請に関する Q&A

Q1 受検手数料は課税対象ですか。

A1 受検手数料は非課税です。振込手数料は課税対象となります。

Q2 受検は岡山県内に居住している者等に限られますか。

A2 どなたでも受検できます。ただし、試験会場の都合上、県内の方（居住地又は所属企業の所在地）を優先しますので県外の方は受入れできない可能性もあります。県外の方は、居住、勤務又は在学している都道府県協会へ実施についてお問い合わせください。

Q3 実技試験受検手数料の減額対象者の要件はありますか。

A3 2級又は3級を受検される方で、令和2年4月1日時点で35歳に達していない方です。ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する方を除きます。（例：留学、研修、特定技能、技能実習等）

Q4 複数作業を受検申請することは可能でしょうか。

A4 受検申請は1人1作業です。2作業以上の受検申請を行い、試験日が重複した場合であっても、受検手数料は還付できません。

Q5 氏名で表記が複数ある場合（新姓と旧姓、漢字とアルファベット等）は、どのような手続が必要ですか。

A5 本人確認書類で併記が確認できる場合は、受検申請書の氏名欄に希望表記を付記した上で申請してください。希望の表記がない場合は、本人確認書類に記載された氏名と同一表記となります。

Q6 免除書類が添付できないのですが、免除できますか。

A6 免除書類を添付していない場合は、免除として取り扱うことはできません。ただし、再発行等で申請に添付が間に合わない場合に限り、再発行の手続を行っていることが分かる書類を必ず添付し、その旨を申請書に付記いただき、再発行後速やかに書類を提出する場合に限り、その限りではありません。

Q7 申請後に免除資格があることが分かりました。追加で免除になりますか。

A7 申請受付後の免除はできません。

Q8 申請書を提出する際に、金融機関の都合で振込日が申請日より後日になるのですが申請できますか。

A8 申請書提出時に振込したことが分かる書類を必ず提出してください。振込日が後日になる場合は、受検申請期間の最終日の翌営業日までに必ず振込が確認できることが必要です。振込確認ができない場合は、申請は受付できません。

Q9 受検申請手数料の領収書は発行されますか。

A9 銀行等が発行する振込確認書類等を領収証に代えさせていただきます。

Q10 実技試験（又は学科試験）に過去に合格し、学科試験（又は実技試験）も免除になっているのですが、技能検定に合格するためにはどのような手続が必要ですか。

A10 学科試験、実技試験ともに免除を受けることができる方（受検区分 D 申請）は技能検定合格の対象ですが、改めて技能検定受検申請が必要です。

Q11 受検申請書をインターネットからダウンロードして申請できますか。

A11 受検申請は、受検案内に同封している受検申請書を使用してください。

Q12 受検申請に当たり国籍は関係しますか。

A12 国籍は関係しません。職歴、学歴、訓練歴について受検資格があるかどうかを審査します。

Q13 職歴、学歴、訓練歴等の記入内容について、証明書の提出は必要ですか。

A13 職歴、学歴、訓練歴等については、原則として、受検申請書に記載された受検者本人の情報に基づき審査を行います。ただし、必要に応じて、所属事業所等への電話照会や従事歴証明等の写しを提出していただき追加審査を行う場合があります。また、免除に係る場合は、免除要件を証する書類を提出していただきます。

Q14 非正規やアルバイトの従事期間は職歴として算定できますか。

A14 申請職種・作業に関係する職務内容であれば、職歴として算定できます。ただし、期間は実際職務に従事した期間を記入してください。

●受検に関する Q&A

Q15 試験日及び試験会場は決まっていますか。また希望は通りますか。

A15 全国統一実施分（学科試験及び一部の実技試験）以外は、試験日は決まっておりません。また試験日や試験会場の希望はお受けできません。試験日及び試験会場につきましては、受検票にて通知いたします。

Q16 受検票により通知された試験日が、都合が悪く受検できない場合は、日程の変更は可能ですか。

A16 受検者の都合（仕事、学校行事、慶弔、体調不良等）による試験日程の変更は一切できません。また、受検手数料の還付や翌年以降への繰り越しもできません。試験当日に受検できない場合は、全て欠席として取り扱います。実技試験を欠席される場合は、準備の都合もありますので当協会まで連絡してください。

Q17 インフルエンザやプール熱等の感染症にかかっていたのですが、受検できますか。

A17 学校保健安全法施行規則第18条の感染症に感染し治癒していない受検者は、試験担当者やその他の受検者への二次感染を防ぐために受検することができません。また、治癒証明書を提示していただくことがあります。

Q18 学科試験（実技試験）に係る筆記用具（道具等）を忘れました。試験会場で貸出可能ですか。

A18 貸出は行いません。

Q19 受検票を紛失しました。どうすれば良いですか。

A19 再発行は行いません。試験当日、本人確認書類（免許証、学生証）をご提示いただき、係員の指示を受けて受検してください。

Q20 試験問題を紛失しました。再発行してもらえますか。

A20 再発行は行いませんので、試験当日まで大切に保管してください。

Q21 受検申請した住所や氏名が変更となったのですが、どうすれば良いでしょうか。

A21 受検申請後、住所や氏名、連絡先等が変更となった場合は、受検案内（32ページ）又は当協会HPに掲載している受検申請変更届を提出してください。

Q22 試験会場、設備等の都合により試験を中止した場合は、受検手数料は還付されますか。

A22 天災、地変、交通ストライキ等やむを得ない事情で試験の実施が困難な場合は、個別にて対応させていただきます。

Q23 試験を中止又は変更する場合は、どのように周知されますか。

A23 豪雪、天候不良その他による試験の中止または会場・日時変更があった場合は、協会HPに緊急情報としてお知らせを掲載します。受検者本人が情報掲載の有無を必ず確認した上で受検してください。なお、緊急のお知らせがない場合は、情報は掲載されません。

●結果に関する Q&A

Q24 学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格した場合の有効期限はいつまでですか。

A24 1級・2級・3級・単一等級は、制度が変更にならない限り有効期限はありません。ただし、特級のみは、合格日より5年間の有効期限があります。なお、学科試験又は実技試験における合格通知は、今後受検をする際に免除資格の証明書となりますので大切に保管してください。

Q25 不合格の場合は通知がありますか。

A25 通知は行いません。ただし、学科試験又は実技試験のいずれかに合格された方は、学科試験又は実技試験の合格通知を行います。

Q26 技能検定に合格した場合、どのように通知されますか。

A26 学科試験と実技試験の両方に合格した方に県から技能検定合格証書、技能士章が交付されます。

●その他 Q&A

Q27 合格証書を紛失しました。再発行は、どのような手続が必要ですか。

A27 合格証書再交付の手続きについては、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-24490.html>) をご覧ください。ご不明な点は、同課（電話：086-226-7387）までお問い合わせください。

Q28 学科試験又は実技試験における合格通知を紛失してしまいました。再発行してもらいたいのですがどのような手続が必要ですか。

A28 学科試験又は実技試験における合格通知の再発行は、受検案内又は当協会 HP に掲載している学科試験又は実技試験における合格通知再発行申請書によりお申し込みください。なお、受検申請受付期間中の再発行は対応いたしかねますので、必ず申請受付期間前に申し込んでください。

Q29 学科試験又は実技試験の勉強会、講習会等は協会で開催していますか。

A29 当協会では受検のための講習会等は一切開催しておりません。ただし、受検申請の中で、個人情報の提供を承諾している方は、一部の業界団体等から連絡がある場合があります。

Q30 過去の試験問題の閲覧はどうすればいいでしょうか。

A30 中央職業能力開発協会が運営している技能検定試験問題公開サイトにて、直近の学科試験問題及び実技試験問題が公開されています。なお、印刷したものを希望される場合は、コピーサービス（県内に居住、勤務若しくは在学している方又は受検者の方に限る）をご利用ください。

Q31 試験問題の参考書を購入したいのですがどうすればいいでしょうか。

A31 当協会では販売をしておりません。購入希望の方は次の出版元の HP をご覧の上、直接お問い合わせの上、お申込みください。

技能検定：1級及び2級

雇用問題研究会

TEL：03-5651-7071

URL: <http://www.koyoerc.or.jp/publication/272.html>

技能検定：特級及び3級

中央職業能力開発協会図書センター

TEL：03-3603-8373

URL： <http://excell001.shop23.makeshop.jp/index.html>

Q32 合格したことが分かる英文証明書を発行できますか。

A32 英文証明書の発行は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話：086-226-7387）までお問い合わせください。

Q33 技能検定において成績が優秀な場合は表彰されますか。

A33 岡山県内に居住、勤務又は在学している方で、学科試験及び実技試験の両方（A甲区分）を受検された方の中から基準に基づき表彰します。なお、免除区分で受検をされた方は、対象外となります。